

8 指 第 420 号
令和 8 年 8 月 4 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

週休 2 日制工事実施要領の改定について (通知)

建設交通部が発注する土木工事等については、「週休 2 日制工事実施要領」に基づき週休 2 日制工事に取り組んでいます。さらなる週休 2 日の質の向上を図るため、下記のとおり取り組むこととしますので通知します。

記

1. 適用年月日

令和 8 年 9 月 1 日以降に入札公告する工事から適用する。

2. 改定内容

○「週休 2 日制工事実施要領」と「週休 2 日交替制工事実施要領」を統合

○土曜日・日曜日及び祝日に現場閉所を行う「週休 2 日」を新設

「完全週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」を廃止

○補正係数の見直し

港湾工事を除く土木工事は補正係数廃止。港湾工事は改定

○「(参考資料)週休 2 日制工事に係る経費の補正について」を廃止

○現場閉所の確認資料を任意から指定様式へ改定

○成績評定の見直し

・加点を廃止

・減点方法を改定(減点する目安を 4 週 6 休未満から 4 週 8 休未満へ引き上げ)

○週休 2 日 Q & A の更新

担 当	指導検査課 指導係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 1 9

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事は対象外とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1)土木工事

河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。

(2)港湾工事

京都府建設交通部港湾局が所管する工事をいう。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(4)休日

各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。

(5)現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(6)現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(7)後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(8)施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事故による不稼働日数

エ 工事の全面中止日数

オ 「猛暑期間における現場施工回避」として設定した日数

(9) 週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日(以下「土日祝」という。)が現場閉所された状態をいう。

(実施方法)

5 原則、週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

- (1)発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙1参照)
なお、週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- (2)受注者は、契約後、週休2日を達成するための現場閉所日確認表(別紙2参照)を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。
- (3)受注者は、契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間(現場閉所が不可能な期間)が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等(任意様式)で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。
- (4)受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- (5)受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。
- (6)受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

6 発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表により現場閉所日数の割合等(実績)を確認する。

(補正係数)

7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

補正しない

【港湾工事】

	週休2日	
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	左記以外
共通仮設費	1.02	補正しない
現場管理費	1.03	

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における港湾工事の経費の補正方法は次のとおりとする。
- (1) 週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 実績において、週休2日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

(工事成績評定)

- 9 施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(現場閉所率)が28.5%(8日/28日)未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 週休2日制工事試行要領(平成31年2月22日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(特記仕様書の記載例)

(週休 2 日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休 2 日に取り組む工事である。
- 2 週休 2 日制工事の実施は、「週休 2 日制工事実施要領(令和 8 年 9 月改定)」に基づき実施すること。(HP : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi.jyutsu/shuukyuufutuka.html>)

現場閉所日確認表
(記載例)

- 作業方法
1 現場着手日と現場終了日を入力してください。(表の下の黄色着色箇所)
2 現場閉所日は○を、対象外の日は×を入力してください。(表に入力)
現場閉所しない日は空白にしてください。
3 不要な月の行は削除してください。
※土曜日は数字を青色、日曜日及び祝日は数字を赤色にしています。

(別紙2)

2026年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績
計画	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	○	○	○	○			○	○				○ ×
実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	○	○	○	○			○	○				7 15

2026年10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画				○	○					○	○	○					○	○						○	○						○	○ ×
実施				○	○					○	○	○					○	○						○	○						○	10 0

2026年11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績	
計画	○			○				○	○						○	○					○	○	○						○	○		11 0
実施	○			○				○	○						○	○					○	○	○					○	○		○	11 0

2026年12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績	
計画						○	○						○	○						○	○					○	○			×	×	×	8 3
実施						○	○						○	○						○	○					○	○			×	×	×	8 3

2027年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画	×	×	×						○	○	○					○	○						○	○						○	○	9 3
実施	×	×	×						○	○	○					○	○						○	○						○	○	9 3

2027年2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				2 18
計画						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				2 18
実施						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				2 18

現場着手日 : 2026年9月15日 ←入力してください。
現場終了日 : 2027年2月10日 ←入力してください。
日数 : 149 日
×(対象外)の数 : 39 日
施行に必要な期間(日数) : 110 日
○(閉所日)の数 : 47 日
現場閉所率 : 0.42 %

旧

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事は対象外とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1)土木工事
河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。
 - (2)港湾工事
京都府建設交通部港湾局が所管する工事をいう。
 - (3)現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。
 - (4)休日
各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。
 - (5)現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - (6)現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
 - (7)後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。
 - (8)施工に必要な期間
現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。
 - ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事故による不稼働日数

新

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事は対象外とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1)土木工事
河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。
 - (2)港湾工事
京都府建設交通部港湾局が所管する工事をいう。
 - (3)現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。
 - (4)休日
各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。
 - (5)現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - (6)現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
 - (7)後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。
 - (8)施工に必要な期間
現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。
 - ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事故による不稼働日数

- エ 災害対応等で土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に代わる代替日の設定が困難で
あり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
オ 工事の全面中止日数

(9) 完全週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

(10) 月単位の週休2日

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(11) 通期の週休2日

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5% (8日 / 28日) 以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

5 原則、完全週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙参照)
なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
(2) 受注者は、契約後、完全週休2日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。
(3) 工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

ア 土木工事(港湾工事を除く)

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。

イ 港湾工事

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組めるよう、休日取得計画がわかる計画工程表を作成し提出すること。作業連絡記録等で個人毎に週毎の土日の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。

- (4) 受注者は、週毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
(5) 受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に2日間以上の現場閉所を行うことにより、土日を現場閉所したものとする。
(6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求め

(削る)

エ 工事の全面中止日数

オ 「猛暑期間における現場施工回避」として設定した日数

(9) 週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日(以下「土日祝」という。)が現場閉所された状態をいう。

(削る)

(実施方法)

5 原則、(削る) 週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙1参照)
なお、週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
(2) 受注者は、契約後、(削る) 週休2日を達成するための現場閉所日確認表(別紙2参照)を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。
(3) 受注者は、契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間(現場閉所が不可能な期間)が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等(任意様式)で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。

- (4) 受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
(5) 受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。
(6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求め

るものとする。

- (7) 完全週休2日が未達成の見込みとなった場合は、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成できるよう取り組むものとする。

(確認方法)

- 6 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。

なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。

- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料) 週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	補正しない
共通仮設費率	1.02	1.01	
現場管理費率	1.03	1.02	

【港湾工事】

	完全週休2日及び月単位の週休2日		通期の週休2日
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	左記以外	補正しない
労務費	1.02	1.02	
共通仮設費	1.02	1.01	
現場管理費	1.03	1.02	

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

- (2) 実績において、完全週休2日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。

ア 土木工事(港湾工事を除く)

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の週休2日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

イ 港湾工事

月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更しないものとする。

月単位の週休2日を達成したと認められない場合は、契約書第24条の規定により、各経

るものとする。

(削る)

(確認方法)

- 6 発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表により現場閉所日数の割合等(実績)を確認する。

(補正係数)

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

補正しない

【港湾工事】

	週休2日	
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	左記以外
共通仮設費	1.02	補正しない
現場管理費	1.03	

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における港湾工事の経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) (削る) 週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

- (2) 実績において、週休2日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

(工事成績評定)

- 9 週休 2 日制工事における工事成績評定は次のとおりとする。
- (1) 完全週休 2 日を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点をを行う。
 - (2) 現場閉所率が 21.4% (6 日/28 日) 未満となる等、明らかに週休 2 日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(その他)

- 10 完全週休 2 日が未達成であった場合、受注者はその理由を以下の URL からアンケートへ回答するものとする。

<https://forms.office.com/r/uMSqzHnxYM>

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 週休 2 日制工事試行要領(平成 31 年 2 月 22 日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(工事成績評定)

- 9 施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(現場閉所率)が 28.5% (8 日/28 日) 未満となる等、明らかに週休 2 日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(削る)

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 週休 2 日制工事試行要領(平成 31 年 2 月 22 日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(別紙)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休2日に取り組む工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「週休2日制工事実施要領(令和7年9月改定)」に基づき実施すること。(HP : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi-kyutsu/shuukyuu-futuka.html>)
- 3 完全週休2日が未達成であった場合、受注者はその理由を以下のURLからアンケートへ回答すること。
<https://forms.office.com/r/uMSqzHnxYM>

(別紙1)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休2日に取り組む工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「週休2日制工事実施要領(令和8年9月改定)」に基づき実施すること。(HP : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi-kyutsu/shuukyuu-futuka.html>)

(削る)

現場閉所日確認表
(記載例)

- 作業方法
1 現場着手日と現場終了日を入力してください。(表の下の黄色着色箇所)
2 現場閉所日は○を、対象外の日は×を入力してください。(表に入力)
現場閉所しない日は空白にしてください。
3 不要な月の行は削除してください。
※土曜日は数字を青色、日曜日及び祝日は数字を赤色にしています。

(別紙2)

2026年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績	
計画	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	○	○	○			○	○				○	×
実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	○	○	○			○	○					7 15

2026年10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画				○	○							○	○					○	○						○	○					○	×
実施				○	○							○	○					○	○						○	○					○	10 0

2026年11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実績
計画	○			○				○	○					○	○						○	○							○	○	11 0
実施	○			○				○	○					○	○						○	○							○	○	

2026年12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績	
計画					○	○						○	○							○	○						○	○		×	×	×	8 3
実施					○	○						○	○							○	○					○	○			×	×	×	

2027年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実績
計画	×	×	×	×					○	○	○					○	○							○	○					○	○	9 3
実施	×	×	×	×					○	○	○					○	○							○	○					○	○	

2027年2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	実績			
計画						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			2 18	
実施						○	○				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				

現場着手日：2026年9月15日 ー入力してください。
現場終了日：2027年2月10日 ー入力してください。
日数：149 日
×(対象外)の数：39 日
施行に必要な期間(日数)：110 日
○(閉所日)の数：47 日
現場閉所率：0.42 %

週休 2 日 Q&A

当初作成日：令和 7 年 9 月

最終更新日：令和 8 年 9 月

Q1. 会社内での事務作業の取扱いについて

現場及び現場事務所は閉所しているものの、会社内で書類作成や安全教育を実施した場合はどのような扱いになるか。

A1. 会社内での事務作業の取扱いについて

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

Q2. 他現場での作業の取扱いについて

京都府発注の工事現場 A は現場閉所しているものの、民間発注の工事現場 B で現場作業を実施した場合、工事現場 A においては現場閉所されたものとみなすか。

A2. 他現場での作業の取扱いについて

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

ただし、工事現場 A と B が施工箇所点在于る京都府の同一発注工事の現場であった場合、A が閉所していても B が作業している場合は現場閉所として扱いません。

Q3. 週の考え方について

「週」とは月曜日から日曜日までの 7 日間のことか。

A3. 週の考え方について

そのとおりです。現場着手日が木曜日であれば、翌週の水曜日までが該当工事における「週」のサイクルとなります。

Q4. 日を跨ぐ場合の取扱いについて

夜間工事の場合は異なる曜日を跨ぐことになる。例えば金曜の夜から土曜の朝まで作業する場合、現場閉所の扱いは。

A4. 日を跨ぐ場合の取扱いについて

土曜日の夜間工事の場合、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、土曜日が現場閉所されたものとみなします。日曜日、**祝日**も同様の考え方です。

Q5. 現場閉所日の振替について

週のサイクルが月曜はじまりの工事の際、金曜日の作業中に急遽、受注者の責によらない事由で日曜日の現場作業が必要になった。しかし、振り換える日がない。この場合の取扱いは？

A5. 現場閉所日の振替について

受注者の責によらず現場作業が必要となった日は、施工に必要な期間から除きます。（この週の場合に限り日曜日の閉所は不要の扱い）

よって、当該の週においては土曜日のみ現場閉所されていれば、当該週における週休 2 日は達成となります。

Q6. 交替しながら休日を確保する場合の対象外期間の取り扱いについて

個人毎に休日を確保している場合、受注者の責によらず急遽、休日予定の者の作業が必要となった場合、その者の休日の扱いは。

例えば、水曜～日曜が出勤日、月曜火曜が休日のサイクルの者(A氏)が、急遽受注者の責によらず月曜に作業せざるを得なくなった場合の扱い。

A6. 個人毎に休日を行う工事の対象外期間の取り扱いについて

休日予定であった者が、受注者の責によらず急遽作業を行わざるを得なくなった場合は、当該日を施工に必要な期間の対象外の期間とみなします。例の場合、A氏は火曜のみの休日取得で当該週における週休2日は達成となります。

Q7. 現場代理人の休日について

個人毎に休日を確保している場合、現場代理人は工事現場に常駐することと契約書第10条第2項で定められているため、休日取得はできないのではないか？

A7. 現場代理人の休日について

契約書第10条第3項で、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としているため、必ずしも常駐しなければいけないとしていません。

現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認してください。

Q8. 監理技術者の休日について

個人毎に休日を確保している場合、監理技術者は専任の者でなければならないか。その場合、休日取得はできないのではないか。

A8. 監理技術者の休日について

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q10. 工事成績評価における減点について

現場閉所率が **28.5%(8日/28日)**未滿となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、減点との運用だがその背景は？

A10. 工事成績評価における減点について

京都府では、「建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、より働きやすい環境づくりを行っていくこと」を目的に週休2日に取り組んでいます。工期を通じ、**4週8休未滿の現場閉所**は週休2日に求められる水準が満足できなかったものとして、総括監督員の「法令遵守等」の「その他」において0.4点の減点を行うこととしております。

作業方法

- 1 現場着手日と現場終了日を入力してください。(表の下の黄色着色箇所)
- 2 現場開所日は○を、対象外の日は×を入力してください。(表に入力)
- 3 現場開所しない日は空白にしてください。

※不要な月の行は削除してください。

※土曜日は数字を青色、日曜日及び祝日は数字を赤色にしています。

実績
○ ×
0 0

[illegible]

現場閉所率： 0 %